

弘前ねぶた保存基準

平成20年6月24日策定

令和 6年6月18日改訂

分類	区分	弘前ねぶた保存基準
構造	扇ねぶた	<p>①「扇型」の本体、下段に箱形の「額」、その中間に「開き」をもって構成するものとする。</p> <p>②見送り絵及び額絵の配置構造部分以外は平面構成とする。 (部分的にでも立体的な人形等を配する複合構造は否とする)</p> <p>③本体裏面には、「見送り絵」を配することを必須とする。</p> <p>④扇本体の形状や開き・額等の寸法の割り出しは、特に基準を設定しないが、全体としてバランスのとれたものを奨励する。</p> <p>⑤その他、規模・造作等においても、当地に伝承されてきた扇ねぶたの伝統を大きく逸脱、損なわないものとする。</p> <p>(参考)「弘前ねぶた一歴史とその制作一」(昭和58年弘前市発行)第二編 扇ねぶたの製作法を参考とする 「弘前ねぶた本」(平成31年公益社団法人弘前観光コンベンション協会、弘前ねぶた保存会発行)第五章 第一節 弘前ねぶたの形態と制作 扇ねぶたを参考とする</p>
	組ねぶた	<p>①歴史上や説話等に登場する人物等の出来事や一場面を立体的に形状化した本体部分と、本体をのせるための台座部分とで構成するものとする。</p> <p>②台座部分は、津軽式と呼称される構造形式とし、それは下部から、「額」・「開き」・「板隠し」・「蛇腹」・「高欄(角つき)」・「見送り」及び両横の「袖」をもって構成するものとする</p> <p>③台座部分の各構成部の寸法割り出しは、明治時代以降当地に伝承されてきた津軽式組ねぶたの割り出し寸法を参考とするものとする。</p> <p>④その他、規模・造作等においても、当地に伝承されてきた組ねぶたの伝統を大きく逸脱、損なわないものとする。</p> <p>(参考)「弘前ねぶた一歴史とその制作一」(昭和58年弘前市発行)第三編 組ねぶたの製作法を参考とする 「弘前ねぶた本」(平成31年公益社団法人弘前観光コンベンション協会、弘前ねぶた保存会発行)第五章 第二節 弘前ねぶたの形態と制作 組ねぶたを参考とする</p>

分類	区分	弘前ねぶた保存基準
絵	扇ねぶた	<p>◎扇ねぶたは、和紙または布に、下絵・墨描き・ロー引き（描き）・色塗り等の各部分で規定された絵や文字を描き、それを骨組に貼り付け、中に照明設備を施し、燈籠として完成させるものとする。</p> <p>①鏡 絵 明治時代以降中国の三国志や水滸伝、あるいは日本の武将や説話の奮戦図・人情等が題材として多く用いられ描かれており、これを弘前ねぶたの鏡絵の基本とし外貼りとする。</p> <p>②見送り絵 ●これまでは美人画が主に描かれてきているが、鏡絵や袖絵との関連等にも留意して描き、額縁内貼りとする。 ●見送り絵額縁の内側額縁には「鳶」が下がった状態を描き、その外縁には「雲」を描き、何れも外貼りとする。</p> <p>③袖 絵 鏡絵や見送り絵との関係、明治時代以降、配慮されてきた。図柄や構成等を尊重した絵や文字（熟語）とする。</p> <p>④ 額 ●正面には右から「雲漢」と文字を書き、両脇は進行方向に眼を向けた「武者絵」を、後方には正面を向いた「武者絵」を配し、いずれも額縁内貼りとする。 ●額の外縁には、「雲」を描き、外貼りとする。</p> <p>⑤開 き 4面全て同寸の格子で割られた画面に、同じ図柄・色彩の牡丹の花模様を描くことを基本とする。</p> <p>⑥ 肩 （明治以降左右の肩での取り決めは特になし） ●肩 上——古くは「七夕」「石打無用」等の文字記載 今日では、「町名」や「団体名」等の文字記載 ●肩 下——大きな雲を描くものとする。</p>
	組ねぶた	<p>①本 体 照明用の配線等終了した本体に、紙を貼り、墨描き・ロー引き（描）・彩色し完成させる。</p> <p>②見送り絵及び袖絵 扇ねぶたの見送りに比して華麗な美人画を、また袖絵には、見送りと一体的な絵を描くことを基本とする。</p> <p>③開き及び額は、扇ねぶたに準ずるものとする。</p> <p>④板隠しには四面とも枠に同じ絵でも違った絵でも絵師に一任</p> <p>⑤蛇腹は、半円形の膨らんだ構造。縁を赤とし、ばかし描き</p> <p>⑥高欄は、欄干を模したものといわれ、端には上向きの角がつけられ、極彩色手法の彩色がされる。枠の中には、題材に関係した絵や市章、町内の印などを描くことを基本とする。</p>

分類	区分	弘前ねふた保存基準
	形態	<p>①弘前ねふたの運行は、町印（高張り提灯や燈籠等）→（前ねふた）→ねふた本体→囃子（太鼓→笛）を基本的な運行形態とする。</p> <p>②統制のとれた責任ある運行をするため、参加団体の先頭に運行責任者を、綱を使用する引き手の先頭には引き手頭を、更にかけ声を担当するかけ声頭、ねふた本体を指揮する誘導責任者（扇子持ち）、囃子を統括する囃子頭などの各責任者を配置することを基本とする。</p> <p>③町印や前ねふたとねふた本体等との間で、踊りやパフォーマンスを行うにあたっては、弘前ねふたの発祥とされる七夕行事や製作題材の人情・歴史性に関連性が認められることが望ましい。</p>
運行	衣装	<p>①浴衣や半纏といった伝統的和式衣装に加え、今日一般的なTシャツ等洋装、更には他の衣装にあっても、まつりを想起させる衣装であり、観る人に不快感を与える格好衣装や公序良俗を乱すような格好衣装での運行は慎むものとする。</p> <p>②特に女性の格好衣装等にあっては、過度の露出を慎むものとする。</p> <p>③運行団体において、団体独自の標準的衣装を取り決め、参加者に協力を求めることが望ましいものである。</p>
	かけ声	<p>行進運行及び戻り運行についてのかけ声は、今日、一般的に運行団体の多くが使用しているかけ声を基準とするが、なぬか日のかけ声は、今後の努力目標として設定する。</p> <p>①行進運行のかけ声は、「ヤーヤドー」とする。 また太鼓の小節の間には、「おっ」と、合いのかけ声をかける。</p> <p>②なぬか日以外の戻り運行の掛け声は、「ねーふたのもんどりこ ヤーレヤレ ヤーレヤー」とする。</p> <p>③なぬか日の囃子は、最初から最後まで「戻り囃子」とし、掛け声は「ねーふたこ なーがれる まーめのハこ とっつぱれ ヤーレヤレ ヤーレヤー」とし、この普及に努めるものとする。</p>

分類	区分	弘前ねふた保存基準
囃子	笛	<p>①笛の材料は竹製が好ましいが特に限定はしない。横笛を基本とする。</p> <p>②弘前ねふたとしての行進・休み・戻りの笛囃子は、弘前ねふた保存会が作成している『弘前ねふた 囃子 楽譜集』に掲載の楽譜で奏でられる旋律を基準とする。</p> <p>③弘前ねふたの笛囃子の基準を設定する地域要件は、平成18年2月の市町村合併後の新弘前市行政区域内で運行するねふたとする。 但し、他地域の団体が、弘前ねふたまつりの合同運行に参加するときは、この楽譜を基準とした旋律を奏でるものとする。</p>
	太鼓	<p>①太鼓は、桶太鼓を使用し、搬送あるいは担いで叩いても可とする。</p> <p>②太鼓の叩き方は、原則として1調バチまたは2調バチを基準とする。</p> <p>③太鼓の旋律は、笛囃子と一緒に、弘前ねふた保存会が作成している『弘前ねふた 囃子 楽譜集』に掲載の楽譜で叩かれる太鼓の旋律を基準とする</p> <p>④弘前ねふたの太鼓囃子の地域要件並びにまつり参加要件は、笛囃子と同様の基準とする。</p>
	鉦	<p>①古くはねふた囃子にはなかったものと推察されるが、今日、多くの運行団体で取り入れられており、保存会としてもこれを容認する。</p> <p>②鉦の使用にあっては、囃子全体特に笛の音を消すことがないように各運行団体で留意するよう求める。</p> <p>③鉦の奏者にあっては、過度のパフォーマンスにならないよう留意する。</p> <p>④弘前ねふた保存会にあっては、近い将来、鉦の叩き方の一定の旋律を楽譜等にまとめるよう努めることとする。</p>
その他	奨励事項	<p>① 一定期間（策定10年後とか）での保存基準の見直し事業実施</p> <p>② 弘前ねふた運行安全指針を遵守すること。</p>